

(第7期)

国立大学法人長崎大学一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間

2 内 容

本学における第7期の次世代育成支援対策については、第6期の行動計画を踏まえ、それらの制度の周知を更に行い、職員の意識改革とともに仕事と子育ての両立のための環境づくりにより一層取り組み、出産・育児等に関する情報の普及啓発を図ることを目標とする。

【目標1】

裁量労働制適用職員を除くフルタイム労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を、各月ごとに全て平均15時間以内に抑制する。

＜実施時期・取組内容＞

2025年4月～

- ・勤務時間管理者へ時間外労働の適正管理について定期的に周知を行う。
 - ・ワークライフバランスの更なる推進等による在宅勤務制度の本格導入に伴い、業務に対する意識改革やDX推進により、超過勤務の縮減を図る。
- (上記内容を毎年度実施する。)

【目標2】

年10日以上年次有給休暇を付与されている職員1人当たりの年次有給休暇取得日数を平均9日以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

2025年4月～

- ・年休付与日を年度制に移行し、更なる年次有給休暇の計画的な利用促進に努める。
 - ・有給休暇の取得義務の周知徹底を含め、職員に対し取得促進を促す広報活動を行う。
- (上記内容を毎年度実施する。)

【目標3】

育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

- 男性職員：取得率を50%以上にすること。
- 女性職員：取得率を95%以上とすること。

＜実施時期・取組内容＞

2025年4月～

- ・育児休業を取得できる男性職員に対し、育児についての啓発活動、育児休業制度についての説明を行っていく。
 - ・育児休業取得者がいても、円滑に業務が回るような組織・体制づくりをすすめる。
- (上記内容を毎年度実施する。)